

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	生徒指導要録	
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	奈良南高等学校	
個人情報ファイルの利用目的	在籍及び卒業生徒の学籍及び成績管理	
個人情報ファイルの記録される項目 (記録項目)	1. 各在学学年時の組及び出席番号、2. 生徒氏名、3. 生徒氏名ふりがな、4. 生徒現住所、5. 保護者氏名、6. 保護者氏名ふりがな、7. 保護者現住所、8. 入学前の経歴、9. 学校名・所在地・課程名・学科名、10. 入学・編入学日、11. 転入学日、12. 転学・退学日、13. 留学等の記録、14. 卒業年月日、15. 進学先就職先等の記録、16. 各在校年度の担任名及び校長名、17. 各教科・科目等の修得単位数の記録、18. 各科目ごとの修得単位数の計、19. 総合的な学習の時間の修得単位数の記録、20. 留学による修得単位数の記録、21. 合計取得単位数、22. 各教科・科目等の学習の記録、23. 科目名、24. 各学年ごとの評定、25. 各学年ごとの修得単位数、26. 修得単位数の計、27. 備考、28. 総合的な学習の時間の修得単位数の各学年ごとの記録、29. 小計、30. 留学による修得単位数の各学年ごとの記録、31. 合計、32. 総合的な学習の時間の記録の評価の観点、33. 総合的な学習の時間の記録の評価、34. 特別活動の各学年の記録、35. 各学年の総合所見及び指導上参考となる諸事項、36. 各学年の出欠の記録、37. 授業日数、38. 出席停止・忌引等の日数、39. 留学中の授業日数、40. 出席しなければならない日数、41. 欠席日数、42. 出席日数、43. 備考	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	在籍生徒及び卒業生徒	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	在籍時の日常生活	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	奈良南高等学校
	所在地	吉野郡大淀町下淵983番地
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	マニュアル（手作業）処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案受ける組織の名称及び所在地	法務文書課 奈良市登大路町30	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	入学願書	
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	奈良南高等学校	
個人情報ファイルの利用目的	高校入学志願者の管理	
個人情報ファイルの記録される項目 (記録項目)	1. 志願者氏名、2. 保護者氏名、3. 志願する学科、4. 第2志望学科、5. 住所、6. 生年月日、7. 保護者住所、8. 出身学校名、9. 志願年月日、志願先高校名・校長名、10. 受検番号、11. 志願者写真	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	本校入学志願者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	本人提出の入学願書	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	奈良南高等学校
	所在地	吉野郡大淀町下淵983番地
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	マニュアル（手作業）処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案受ける組織の名称及び所在地	法務文書課 奈良市登大路町30	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	卒業証書授与台帳	
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	奈良南高等学校	
個人情報ファイルの利用目的	卒業証書交付管理	
個人情報ファイルの記録される項目 (記録項目)	1. 証明番号、2. 卒業生氏名、3. 生年月日、4. 証書授与年月日、5. 証明書、6. 備考、7. 契印	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲 (記録範囲)	本校卒業生	
個人情報ファイルに記録される個人情報 (記録情報) の収集方法	最高学年各担任	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	奈良南高等学校
	所在地	奈良県吉野郡大淀町下淵983番地
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル (電算処理ファイル) 又はマニュアル (手作業) 処理に係る個人情報ファイル (マニュアル (手作業) 処理ファイル) の別	マニュアル (手作業) 処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合)		
利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル (手作業) 処理ファイルの有無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案受ける組織の名称及び所在地	法務文書課 奈良市登大路町30	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	生徒健康診断票	
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	奈良南高等学校	
個人情報ファイルの利用目的	健康管理	
個人情報ファイルの記録される項目 (記録項目)	1. 学年・組・番号、2. 学校名、3. 生徒氏名、4. 性別、5. 生年月日、6. 年齢、7. 年度、8. 身長、9. 体重、10. 視力(右・左)、11. 眼の疾病及び異常、12. 聴力(右・左)、13. 脊柱・胸郭・四肢、14. 栄養状態、15. 耳鼻咽喉疾患、16. 皮膚疾患、17. 臨床医学的検査心電図、18. 心臓疾病及び異常、19. 結核に係るデジタル撮影の撮影日、20. 同フィルム番号、21. デジタル撮影所見、22. 肺のその他の検査、23. その他の病名、24. 指導区分、25. 尿蛋白第1次検査結果、26. 尿糖第1次検査結果、27. 尿潜血第1次検査結果、28. 尿蛋白第2次検査結果、29. 尿糖第2次検査結果、30. 尿潜血第2次検査結果、31. その他の疾病及び異常、32. 学校医所見、33. 事後措置、34. 備考、35. 歯列表、36. 歯式(現在歯・未処置歯・処置歯・永久歯の喪失歯・要注意乳歯・要観察歯)、37. 歯数(乳歯及び永久歯に関する現在歯数・未処置歯数・処置歯数・喪失歯数)、38. 顎関節、39. 歯列咬合、40. 歯垢の状態、41. 歯肉の状態、42. その他の疾病及び異常、43. 学校歯科医所見、44. 事後措置、45. 備考	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	本校在校生及び卒業生	
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	検査終了後、担当者が記入	
要配慮個人情報の有無	有	
記録情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受け受理する組織の名称及び所在地	課所名	奈良南高等学校
	所在地	奈良県吉野郡大淀町下淵9 8 3 番地
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電算処理ファイル)又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル(マニュアル(手作業)処理ファイル)の別		マニュアル(手作業)処理ファイル
(電算処理ファイルである場合)		
利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル(手作業)処理ファイルの有無		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	法務文書課 奈良市登大路町30	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		